

## 第 3 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和3年3月18日(木) 午前10時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政 ・ 2 田中 康章 ・ 3 田村 明 ・ 4 東海 光政  
5 村澤 藤次 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 片岡 正春 ・ 10 牧野 礼吉  
11 清水 喜代己 ・ 12 海野 要 ・ 13 内藤 正敏 ・ 19 草深 みつよ  
21 坂野 大徹 ・ 23 川邊 千秋

以上14名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹

総合支所 河芸：河本主査 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹  
芸濃：清水主査 香良洲：高橋主査

議事録署名者 9 片岡 正春・10 牧野 礼吉

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(賃貸借権)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第7号 非農地証明願について  
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

## 議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第3回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席者はなしで、出席委員は14名でございます。 それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。9番 片岡 正春委員、10番 牧野 礼吉委員、よろしく願いいたします。 まず初めに、会長専決等の報告事項第1号から第6号に入ります。 事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページから2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から9で、合計件数は9件、合計面積は31,502㎡で、すべて田でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。</p> <p>3ページから5ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から6で、合計件数は6件、合計面積は43,804㎡で、その内訳は田が30,264㎡、畑が13,540㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。 番号1、アパート用地 番号2、宅地分譲用地 番号3、貸駐車場用地 でございます。 以上、件数は3件、合計面積は769㎡で、その内訳は田が720㎡、畑が49㎡でございます。</p> <p>7ページから8ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。 番号1、駐車場用地 番号2、共同住宅用地 番号3、分譲用地 番号4、番号5、資材置場用地 番号6、駐車場用地 番号7、番号8、一般個人住宅用地 番号9、駐車場用地 番号10、一般個人住宅用地 番号11、番号12、駐車場用地 番号13、自家用車両駐車場用地 でございます。 以上、件数は13件、合計面積は6,564.26㎡で、その内訳は田が4,895.95㎡、畑が1,590㎡、他 78.31㎡でございます。</p>

9ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1、駐車場用地  
でございます。

以上、件数は1件、面積は畑で29㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、次に議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）ですが、番号1に関して、\_\_\_\_\_委員に関する案件でございます。先に番号1の採決をして、その後番号2から番号6の案件について採決をしていきたいと思っておりますので、ご了承ください。

それでは、番号1に関し、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、\_\_\_\_\_委員、一次退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長

それでは、番号1の説明を事務局、お願いいたします。

事務局

10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

まず、番号1のみ説明させていただきます。

番号1、地区 神戸、受人 \_\_\_\_\_、面積 110,742㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 6,119㎡、申請地 野田鎌部 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 135㎡ 外1筆、合計面積 376㎡。

これにつきましては、受人は、生前部分贈与により、渡人から申請地を譲り受けるものです。

この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。

番号1について、地元委員の意見を伺います。

川邊委員

23番、川邊でございます。地元推進委員からも問題はないとの報告を受けておりまして、私も3月3日に現況を確認いたしました。問題なしでございます。

ちなみに、私は安東、片田、楡形担当でございますが、近隣ということで神戸まで確認に行かせていただきました。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
地元委員さんから異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、番号1について、許可をすることに決定をいたします。

\_\_\_\_\_委員、入室、お願いします。

< 入 室 >

議長 次に、番号2から番号6の説明を事務局、お願いします。

事務局 それでは、残りの番号2から番号6を説明させていただきます。

番号2、地区 椋本、受人 \_\_\_\_\_、面積 9,311.45㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 9,165㎡、申請地 芸濃町椋本百々 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 3,149㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から要望を受け、申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 明、受人 \_\_\_\_\_、面積 8,549.25㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,473.76㎡、申請地 芸濃町林奥山田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 546㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 明、受人 \_\_\_\_\_、面積 2,783㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,973㎡、申請地 芸濃町楠原細谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,973㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 草生、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,487.75㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,197.10㎡、申請地 安濃町草生大上郷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 69㎡ 外3筆、合計面積 438.53㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 村主、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 5,995㎡、申請地 安濃町川西塚田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,456㎡ 外4筆、合計面積 5,876㎡。

これにつきましては、受人が生前一括贈与により、渡人から申請地を譲り受

けるものです。

また、一括贈与に伴いまして、譲渡人が所有する残りの面積に関しましては、議案第3号の番号10で計上されております。

以上、先ほどの番号1を含めまして、件数は6件、合計面積は13,358.53㎡で、その内訳は田が12,702㎡、畑が650㎡、その他としまして「井溝」となりますが、6.53㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、番号2から地元委員の意見を伺います。  
番号2、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。3月8日に片岡委員、それから事務局と現地を確認させていただきました。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 番号3と4、地区 明、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。これも一緒の日に地元推進委員の方と、それから私どもで確認させていただきましたけれども、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 番号5、地区 草生、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。3月5日に地元推進委員と事務局とで確認させていただきました。何ら問題ございませんので、よろしく願いいたします。

議長 番号6、村主、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。3月5日、地元推進委員と事務局とで確認させていただきました。何ら問題ございません。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

地元委員さんから異議のない旨の発言がございました。番号2から番号6について、皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、番号2から番号6、議案第1号、許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 大里、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 大里睦合町薬師谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 218㎡ 外4筆、合計面積 865㎡。

これにつきましては、申請地を植林しようとするものですが、昭和55年頃に、山林に囲まれ天水に頼るといふ立地状況から、植林を行った旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は865㎡で、その内訳は田が634㎡、畑が231㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 大里、お願いします。

草深委員 19番、草深です。太陽光の設置のときと一緒にさせていただきまして、会長、部会長、事務局の方と一緒に確認させていただいたと思います。それから、農業委員の方も推進委員の方も来ていただきまして、確認させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定いたします。  
続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局、説明をお願いします。

事務局 12ページから13ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 高茶屋、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 高茶屋小森町犬塚 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、504.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の49.9%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 大里睦合町岡之山 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 195㎡ 外1筆、合計面積 1,451㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、658.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 雲林院、受人 \_\_\_\_\_ 代表役員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町雲林院城山 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 218㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を境内地用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4から番号7については関連がありますので、一括して説明させていただきます。

まず、4件とも地区は辰水、受人は株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_ となります。

それでは個々の詳細を説明させていただきます。

番号4、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町家所鼓谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 田・道路、面積 267㎡ 外1筆、合計面積 954㎡。

番号5、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町家所鼓谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 田・道路、面積 340㎡ 外1筆、合計面積 1,017㎡。

番号6、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町家所鼓谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 田・道路、面積 919㎡ 外1筆、合計面積 1,239㎡。

番号7、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町家所山出 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 288㎡。

これら4件につきましては、全て受人が渡人から申請地を譲り受け、駐車場や公衆用道路用地として整備しようとするものです。

また、駐車場に関しては、受人が定期的に県内外から受講者を数百人程度集い、講習会等を主催することから、既存駐車場で不足する約140台分の駐車場を確保しようとするもので、公衆用道路に関しては、既に市により整備されていたものになりますが、市の所管課と協議したところ、市に寄附するために、当該申請がなされております。

農地区分は、4件とも第2種農地と判断されます。

番号8、地区 村主、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町今徳織戸\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 813㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、植林しようとするものですが、現場の状況が雑草や雑木が生い茂り、荒廃していたため農地であるとは気づかず除草等を行い、紅葉や桜など数十本植樹した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 村主、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_（持分3分の1） 外1名、申請地 安濃町浄土寺ジゾウ\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 25㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

なお、今回の申請内容につきましては、先月の2月部会にて既に許可を得た、申請地の北側に隣接する農地と一体利用をしようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 村主、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町川西北川原\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 119㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を山林として管理していこうとするものですが、40年ほど前に先々代が開墾してできた畑を、自宅から遠方であり土質も不良であったため、ヒノキ苗を50本程度植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町安濃柱\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 179㎡。

これにつきましては、申請地のそばに居宅のある受人は、渡人から申請地を譲り受け、自己の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 明合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町田端上野西観\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 188㎡。

これにつきましては、自己が左官業を営む受人は、渡人から申請地を譲り受け、後継者である息子が使用する資材置場を新たに取得しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件、合計面積は7,502.00㎡、このうち田が4,752㎡、畑で2,750㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長	説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 高茶屋。
村澤委員	5番、村澤です。3月5日、会長、部会長、事務局と現地確認しました。何の問題もないということでしたので、よろしくお願いします。
議 長	番号2、地区 大里、お願いします。
草深委員	19番、草深です。会長、部会長それから地元推進委員、それから事務局の方と皆さんで確認させていただきまして、何か書類上で一応、貸付けの日と使用の日になんかずれがあるということでしたので、それも確認させてもらって訂正してもらうようなことになりまして、確認させていただきまして、問題ありません。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号3、地区 雲林院。
片岡委員	9番、片岡です。3月5日、我々委員2名と地元推進委員と事務局とで現場確認いたしました。今、事務局の説明のとおりでございますので、どうぞよろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号4から番号7、地区 辰水、お願いします。
清水委員	11番、清水です。3月5日、私どもと地元推進委員と事務局と現地確認させていただきました。見るところによりますと何も問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	番号8から番号19、村主、お願いします。
内藤委員	13番、内藤です。3月5日、8番は地元推進委員と事務局、それから9番、10番は地元推進委員と事務局と私で確認をさせていただきました。何ら問題はございませんので、よろしくお願いします。
議 長	番号11、安濃、お願いします。
内藤委員	13番、内藤です。すみません、ちょっとその日、海野委員のご都合が悪くて、私が全部回らせていただきましたので、報告をさせていただきます。 11番と12番も報告させていただきます。3月5日、地元推進委員と11番は確認させていただきました。何ら問題ございません。 それで、12番は同じ日に地元推進委員と、それから事務局とで回らせていただきました。何ら問題ございませんので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号1から番号12について、地元委員さんから異議のない旨、発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>14ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1から番号3については関連がありますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>まず、3件とも地区は大里、借人は株式会社 _____ 代表取締役 _____ となります。</p> <p>それでは個々の詳細を説明させていただきます。</p> <p>番号1、貸人 _____、申請地 大里睦合町天提_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 427㎡ 外3筆、合計面積 2,544㎡。</p> <p>番号2、貸人 _____、申請地 大里睦合町長峯_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 9.67㎡ 外3筆、合計面積 2,053.67㎡。</p> <p>番号3、貸人 _____、申請地 大里睦合町岡之山_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 152㎡ 外1筆、合計面積 2,505㎡。</p> <p>これらにつきましては、番号1及び番号2が許可日より3年間、番号3が許可日より2年と118日間、全て借人が、貸人との間に賃貸借権を設定し、申請地を近隣で既に許可を得ている、山林地内の太陽光設置事業に伴い、排出される雑木等を保管するための資材置場用地として一時転用するものです。</p> <p>また、個々の一時転用期間については、それぞれの申請地に近隣し、令和3年4月から順次施工される、複数箇所から排出される雑木を集約することから、天候等を考慮した工事期間及び雑木が乾燥し、出荷されるまでの日数が計算され算出されております。</p> <p>なお、一時転用期間内で目的を達成した際は、許可期間内であっても、完了に伴う報告を提出し、原状復帰をもって完結となります。</p> <p>農地区分は農用地区域区域内農地となりますが、不許可の例外に当たる一時的な利用に供されることから、妥当なものと判断されます。</p> <p>以上、件数は3件、全て田で合計面積は7,102.67㎡でございます。</p> <p>いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1から番号3、大里、お願いします。
草深委員	19番、草深です。事務局の方と、それから農業委員と、それから地元推進

委員、そして不動産会社の方と皆さん寄っていただきまして、確認させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

議長 番号1から番号3について、地元委員さんから異議のない旨の発言がございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局、説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

番号1、地区 明合、借人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町野口北興\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,601㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、一体利用地である山林を含む3,771㎡に対し、1,292.00㎡、パネルの設置率は34.3%となりますが、申請地である畑部分は、おおむね太陽光発電施設用地として供さる計画であることが確認されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で1,601㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 明合、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。3月5日に事務局と地元推進委員と確認を行いました。そのときに行政書士の方とそれから業者の方も立会いの下、図面上少し問題があったんですけども、その辺のところも直していただくということで確認はできましたので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆様、いかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>16ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、地区 藤水、借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 垂水足田_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 715㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に1年間の使用貸借を設定し、三重県発注の継続事業である、2級河川堆積土砂撤去工事に伴う、資材置場用地として、申請地を一時転用するものです。</p> <p>農地区分は農用地区域区域内農地となりますが、不許可の例外に当たる一時的な利用に供されることから、妥当なものと判断されます。</p> <p>番号2、地区 明、借人 _____ 外1名、貸人 _____、申請地 芸濃町林瀧ノ上_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 258㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人である父との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。</p> <p>農地区分は第1種農地となりますが、不許可の例外に当たる、申請地周辺に居住する者の血縁者が、その集落に接続して転用される案件であると判断されます。</p> <p>番号3、地区 辰水、借人 _____、貸人 _____、申請地 美里町家所五会内_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 225㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人である父との間に40年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は3件、合計面積は1,198㎡、このうち田が225㎡、畑で973㎡でございます。</p> <p>いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1、地区 藤水、お願いします。</p>
村澤委員	<p>5番、村澤です。3月5日、地元推進委員と現地確認し、一時転用について少し問題提起されていましたが、その他は問題ありませんでした。</p>

議 長 分かりました。  
番号2、地区 明、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。3月5日に片岡委員とそれから事務局とで回らせてもらいました。息子さんのうちを建てるというようなことでございましたので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
番号3、地区 辰水、お願いします。

清水委員 11番、清水です。3月5日、地元推進委員と私と事務局と、現場を確認したところ、別に問題ないということで、そのように考えております。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。  
番号1から番号3について、地元委員さんから異議のない旨のご発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。  
それでは、異議なしと認め、議案第6号について許可をすることに決定をいたします。  
次に、議案第7号 非農地証明願について、事務局、説明をお願いします。

事 務 局 17ページをお願いいたします。  
議案第7号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 大里、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 大里睦合町岡之山 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 429㎡。  
これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、申請地が昭和30年頃から山林化していることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 雲林院、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町雲林院城山 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 2,313㎡ 外2筆、合計面積 2,785㎡。  
これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、平成元年頃から駐車場として、また20年以上前から山林化していることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号3、地区 辰水、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 美里町家所鼓谷 \_\_\_\_\_、

台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 892㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、平成3年頃には農業用倉庫が建築されていることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は3件、合計面積は4,106㎡、このうち田が892㎡、畑で3,214㎡でございます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 大里。

草深委員 19番、草深です。地元推進委員と、それから事務局の方と確認させていただきまして、特に問題ありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長 番号2、地区 雲林院。

片岡委員 9番、片岡です。3月5日に我々委員2名と地元推進委員と事務局と現地を確認いたしました。今、事務局の説明のとおりでございますので、何ら問題はないと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。  
番号3、地区 辰水、お願いします。

清水委員 11番、清水です。3月5日、これも同じように、地元推進委員、事務局と現場を確認させていただきまして、既に倉庫が建っておるというような状況で、事務局のほうがおっしゃったように、今現在に至っておるということでございます。我々、別に問題がないのではないかということで、皆さん、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。  
番号1から番号3について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第7号について許可をすることに決定をいたします。

次に、別冊でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積

計画の決定についてでございます。

恐れ入りますが、お手元に配付してあります「農用地利用集積計画地区別集計表」をはじめとする、クリップ止めをしたA4用紙3枚をご覧ください。

こちらにつきましては、整理番号20番に係る案件の中で、使用貸借期間が10年から5年へ変更となったことにより、各合計欄に変更が生じた農林水産政策課からの申出により、大変申し訳ございませんが、差替えの依頼をお願いしたいものになります。

それでは、お手元にあります差替え依頼をさせていただきました、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で133, 158. 60㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1, 334㎡、契約件数は49件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で36, 055㎡、契約件数は19件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で66, 230㎡、畑の賃貸借で738㎡、契約件数は16件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で32, 071. 67㎡、畑の使用貸借で760㎡、契約件数は12件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で9, 396㎡、契約件数は5件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借で1, 865㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて278, 776. 27㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借を合わせて2, 832㎡、合計契約件数は102件、合計面積は281, 608. 27㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区11件、河芸地区15件、安濃地区13件、芸濃地区10件、美里地区1件、香良洲地区1件で合計51件、合計面積は15万3, 041. 97㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で50%、面積で54. 3%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきましては、該当がございませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明は終わりました。  
初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、初めにご審議をいただきます。  
整理番号7について、\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

整理番号7について、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。  
それでは、入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長

次に、整理番号12について、\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

整理番号12について、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

よろしいですか。ありがとうございます。  
入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長

次に、整理番号34について、\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

この件について、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございました。  
入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長

次に、整理番号51から56について、\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 整理番号51から56について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。ありがとうございます。  
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、議案第8号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。  
以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。  
以上で、第3回第1農地部会を終了いたします。

午前10時44分

上記は、第3回第1農地部会の議事を録したものである。

令和3年3月18日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_